

重要事項説明書（居宅介護支援事業）

1. 事業者及び事業所の概要

事業者（法人）の名称	株式会社仁
代表者役職・氏名	代表取締役 越後屋 晶子
本 社 所 在 地	〒335-0005 埼玉県蕨市錦町一丁目9番1号
電 話 番 号	080-9346-9770
法人設立年月日	平成28年2月1日

サービスを提供する事業所

名 称	ホームケア 笑みくる
事業所番号	居宅介護支援（指定事業所番号 1171401050）
所 在 地	〒335-0005 埼玉県蕨市錦町一丁目9番1号 プランドールJIN202
電 話 番 号	048-299-6790
F A X 番 号	048-299-6791
通常の事業の実施地域	蕨市全域 戸田市・川口市・さいたま市南区の一部

2. 事業所の体制など

営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日まで
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分
休 日	土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日

休日・夜間は電話（輪番制）等で24時間対応いたします。

※当番が必ずしも担当ケアマネジャーとは限りませんので、ご了承ください。

担当ケアマネジャーに確認をとるなど対応させていただきます。

職員体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管 理 者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指導命令を行います。	常勤1名 (介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援を行います。	常勤3名・非常勤1名
事 務 員	通信連絡事務などを行います。	常勤1名

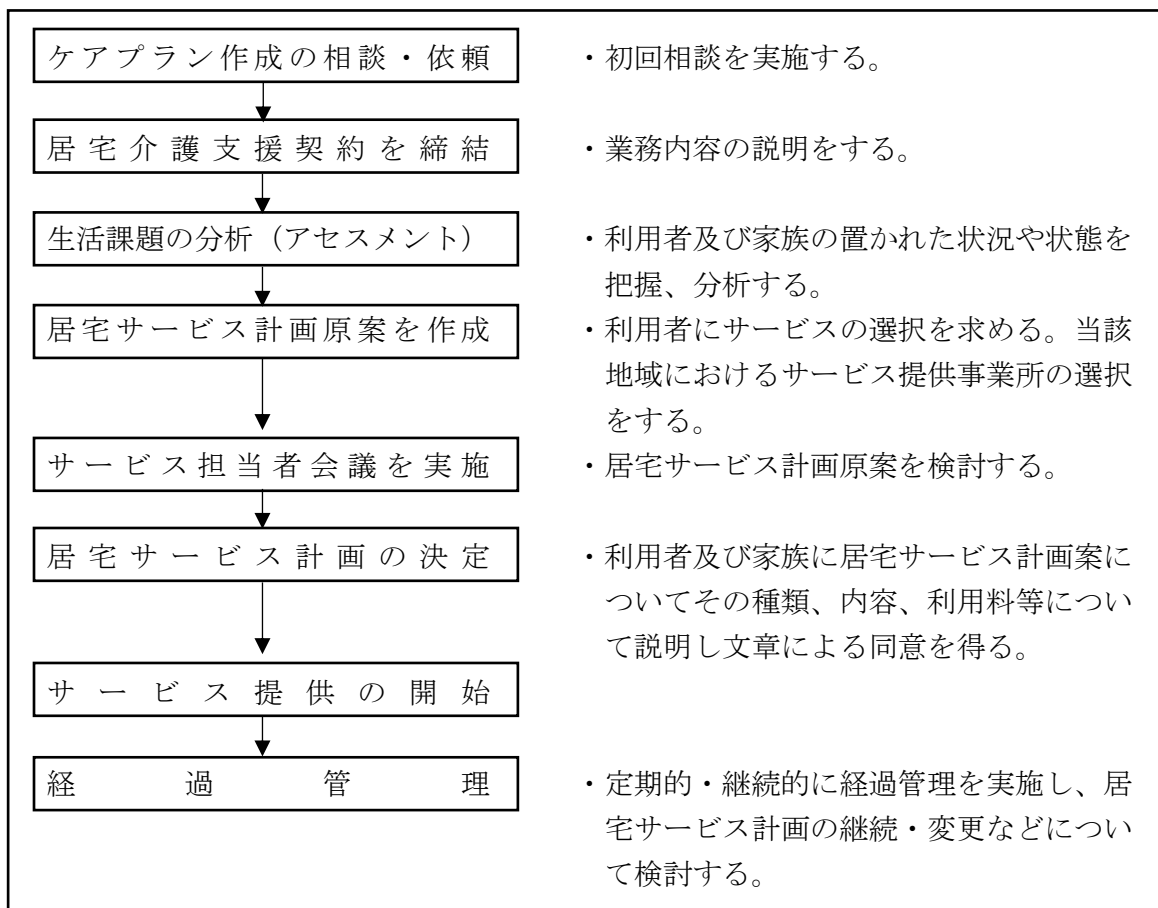
3. 事業の目的

株式会社仁が開設するホームケア 笑みくるが行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

4. 運営方針

- ・事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる様に配慮して行うものとする。
- ・事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うものとする。
- ・事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護保険施設などとの密接な連携に努める。

5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供の流れと主な内容



指定居宅介護支援の内容

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接相談します。そこでの情報や希望をもとに居宅サービス計画原案を作成します。この原案に基づき、サービスの種類、内容、利用料等について説明の上、利用者の選択により最終的な居宅サービス計画を作成します。
- (2) 居宅サービス計画作成後は、担当者が利用者及び家族と連絡を取りながら、経過の把握に努めます。また、計画に沿ったサービスが提供されるようサービス提供事業者と連絡調整をおこないます。(月1回以上の訪問)
- (3) 利用者の状態に変化などがあれば、居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更の申請など必要な支援をおこないます。(新規要介護認定・更新認定申請の支援も同様におこないます。)
- (4) 利用者が介護保険施設への入所または入院を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介等の支援をおこないます。

(5) サービス事業者の選定

- ① サービス事業者の選定にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることが出来ます。
- ② 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。
- ③ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所は以下について利用者に説明を行うとともに介護サービス公表制度において公表します。

・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合 (令和6年9月～令和7年2月)

訪問介護	43.8%	通所介護	40.0%
地域密着型通所介護	3.1%	福祉用具貸与	73.2%

- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供された割合

訪問介護	ケアリッツ戸田 20.4%	ケアサポートひなた 12.7%	やさしい手川口芝新町 11.6%
通所介護	らしくデイサービス 11.9%	シーキャビン戸田 8.5%	銀齡アルク 7.8%
地域密着型通所介護	ベルフラワー 54.5%	芝西通所介護事業所 27.2%	デイサービスふくじゅ草 9.0%
福祉用具貸与	株式会社トーカイ 25.2%	パナソニックエイジフリー 戸田川口 16.1%	フランスベッド 12.5%

(6) 医療機関との連携に関するもの

- ① 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼します。
- ② 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- ③ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

6. 利用料、その他の費用について

(1) 居宅介護支援利用料など

基本利用料

要介護を受けられた方は、介護保険制度から全額支給のため自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日住所地の市区町村窓口に提供しますと、厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護支援並びに居宅支援サービス計画費の額の戻しを受けられます。

地域区分		単位数	6 級地	
蕨市 → 6 級地		10.42	(単位数×10.42 円=料金)	居宅介護支援費 45 件未満
居宅介護支援費		単位数	6 級地	
		1,086	11,316 円	要介護 1・2
		1,411	14,702 円	要介護 3・4・5
加 算	特定事業所加算 (Ⅱ)	421	4,386 円	毎月
	初回加算	300	3,126 円	初回月のみ
	入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250	2,605 円	対象月のみ
	入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200	2,084 円	対象月のみ
	退院・退所加算 (Ⅰ) イ	450	4,689 円	対象月のみ
	退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	600	6,252 円	対象月のみ
	退院・退所加算 (Ⅱ) イ	600	6,252 円	対象月のみ
	退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	750	7,815 円	対象月のみ

	退院・退所加算（Ⅲ）	900	9,378 円	対象月のみ
	通院時情報連携加算	50	521 円	対象月 1 回
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,084 円	対象月 2 回まで
	ターミナルケアマネジメント加算	400	4,168 円	対象月のみ

ア 加算詳細については別紙参照

イ ターミナルケアマネジメント加算について

当事業所では以下の要件を全て満たした場合に、ターミナルケアマネジメント加算を算定致します。

- ・利用者が終末期の状態であって在宅で死亡した場合〔在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む〕
- ・24 時間連絡の取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅支援を提供した場合
- ・利用者または家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治医の医師などの助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等を把握 利用者の支援を実施、訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医の医師等及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業所へ提供した場合

※ 本重要事項説明書において同意をとるものと致します。

交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越える地点から、1 キロメートル当たり 100 円請求します。

（2）解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

7. 秘密の保持

- （1）従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- （2）利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についてもあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- （3）利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

8. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
- ア 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - イ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ウ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを地域包括支援センター及び市町村に通報するものとします。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

10. サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
 - ・苦情があった場合には直ちに介護支援専門員が相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
 - ・介護支援専門員が必要であると判断した場合には、関係者間を含めて検討会議を行います。
 - ・検討会議の後、介護支援専門員は翌日までには必ずご利用者への謝罪等具体的な対応を行います。
 - ・苦情相談の記録を専用のファイルに保管し、職員が閲覧することで再発防止に役立てます。
 - ・職員の研修を行い、接客態度や介護技術の改善向上に努めます。

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 吉住 裕美
電話番号	TEL 048-299-6790
受付時間	午前8：30から午後5：30まで
受 付 日	月曜日から金曜日（祝祭日、12月29日から1月3日までを除く）

※ 緊急対応が必要な場合は随時対応します。

(3) 市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

蕨市 健康福祉部 健康長寿課 介護保険係	0 4 8 - 4 3 3 - 7 8 3 5
川口市 介護保険課	0 4 8 - 2 5 9 - 7 2 9 3
戸田市 健康長寿課	0 4 8 - 4 4 1 - 1 8 0 0 (代表)
さいたま市南区役所高齢介護課 介護保険係	0 4 8 - 8 2 9 - 1 2 6 4
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8